

## 第 35 回大東スポーツカーニバルまとめ（案）

### 1 概要

#### 【予 定】

- 開会式 ・日時 平成 26 年 10 月 13 日(祝・月) 午前 9 時～
  - ・市民体育館 大体育室
- 競 技 ・日時 平成 26 年 10 月 13 日(祝・月) 午前 8 時～ほか
  - ・市立市民体育館ほか 5 会場
- 内 容 ・台風 19 号襲来に伴い**中止**
  - ・ 当日、午前 7 時に決定し、直ちに関係団体と連盟代表者に通知（電話、FAX、メール、ホームページ、立て看板）
  - ・ 幟、横断幕、ポスターなどの撤収（体育館）
- 予算関係 収支決算書（別紙のとおり）
- 総括

9 日(木)開催の常任理事会でスポーツ振興課を交え、当日の 7 時現在で警報が発令されたときは、中止する旨を決定したが、開催当日までの間、情報収集を重ねたが、開催日当日に判断するに至った。7 時現在発令はなかったが、台風の進路、近隣県への発令(間もなく大阪府も発令)、また、前日に JR 西日本が午後から全面運行取りやめを発表したことなどを勘案し、中止を決定した。

一部決定事項が周知されていない団体もあったが、概ね市民や参加者からの問い合わせなどの反応も少なく、円滑に中止が徹底されたのではないかと。

その中で、大運動会に参加する意向の市民が、来館や問い合わせで見受けられ、事前のテレビ報道やポスターなどによる啓発が進んだのではないかと。

### 2 検討課題

- ① 今日まで、中止という事例がなく初めての経験であったことから、連絡が円滑になるのかを懸念したが、比較的速やかに周知されたのではないかと。一部そうでないところもあり、関係団体や理事会で約束事を決めておくべきである。
- ② 購入した備品や商品類は、①次回で使用できるもの、②近々大会が開催される場合は、そこで活用、③期限のあるものは、関係団体で扱う、ということの基本とした。
- ③ 模擬店出店の連盟や団体においては、その扱いに大いなる努力があったものと推測される。
- ④ 購入した備品や商品類の中止の場合の取り扱いについても、関係団体や理事会で約束事を決めておくべきである。

平成 26 年 11 月 13 日

理事会：資料一①

## 第 35 回大東スポーツカーニバル・収支決算書

## ○収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
スポーツカーニバル 事務業務委託料	445,000	市からの委託料
合 計	445,000	

## ○支出の部

費 目	予 算 額	備 考
印刷製本費	52,680	啓発チラシ・啓発ポスター(51,600)、カラー印刷 (1,080) 《51,450》
傷害保険料	47,440	傷害保険(損害賠償保険含む。) 《39,770》
参加賞品費	108,112	ティッシュペーパー箱(41,120)、ゲートボール参加 記念品(5,000円)、大運動会景品(61,992) 《101,731》
消耗品費	11,870	遊びコーナー消耗品(3,564)、消毒関係 (8,306) 《43,081》
報 償 費	10,000	ポスター作成謝礼(10,000) 《10,000》
諸 雑 費	165,720	消耗品購入助成(75,000、15,000円×5連盟)、模 擬店燃料費助成(20,000円、5,000円×4連盟)、幟 クリーニング(12,400)、幟購入(30本、58,320)、ポス ター用額縁( , ) 《210,581》
合 計	395,822	【49,178】